

Title	江戸時代中期における陸上交通の一断面：享保九年東海道掛川宿の實態
Sub Title	Land transportation in the Mid-Edo Period : through the case of a Post-town of Kakegawa (掛川宿) on Tokaido (東海道)
Author	中井, 信彦(Nakai, Nobuhiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1961
Jtitle	史学 Vol.34, No.1 (1961. 7) ,p.15- 44
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19610700-0015">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19610700-0015</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 江戸時代中期における陸上交通の一断面

—— 享保九年東海道掛川宿の實態 ——

中 井 信 彦

幕藩體制の名で呼ばれる江戸時代の政治・社會は、集權性の強い封建領主制である。それを構造的に把握するための視角は數多く存するが、社會的分業の在り方を分析することに基本的な視角が据えられるべきだと、わたくしは考える。

社會的分業は流通の形をとつて現象し、それが實現する場が交通である。従つて、幕藩制における權力は、當然交通の掌握を企圖した。街道の宿驛制度は陸上における交通の基本に外ならなかつた。もちろん、宿驛制そのものは幕藩制に特有のものではない。戰國大名が領國內の宿驛を制度化していた例が、後北條氏を初め、東國・中國において明らかにされている（相田二郎「中世の關所」、新城常三「戰國時代の交通」参照）。それら戰國大名領における宿驛は、百貫文以上の知行を有する武士である問屋を頂點とし、名主・被官層が馬士を抱え相當數の馬を所有して、「宿中の傳馬」として問屋の支配のもとに大名の傳馬を勤めると同時に駄賃馬稼を營む。旅籠屋・茶屋その他の宿の住民が、役負擔者として人の提供を行う。宿外に居住する運送業者も、「散在の傳馬」として問屋の支配をうける。このような形が戰國大名の宿驛の構成であつたと思われる。一方、畿内では既に莊園體制のもとで、運送業の專業化が馬借集團の形で展開していた。

江戸時代の宿驛制は、それらの前提の上に、將軍權力が統一的に編成・設定したものであつて、問屋の持つていた下級領主的側面を除去して宿役人とし、散在の傳馬を禁じて傳馬業者を宿中に集住させると共に、年貢免除の特権と引換えに名主としての側面を除去した。こうした宿驛の設定が、權力の強制によつて行われたことは、慶長十一年(一六〇六)中仙道細久手宿の設置の経緯に窺われる。即ち、大久保石見から宿の取立を命ぜられた國枝與左衛門が自力で家七戸を建てたところ放火によつて焼失し、石見に訴出た結果、「自力に造しにより焼たるべし、此上は公儀御米可被下間、宿に取立申様にとて」米百俵を與えられ、漸く細久手宿が成立したと、「濃州徇行記」にみえている。

宿驛は、大名の所領に關係なく、幕府によつて一元的に設定・管理されたのであつて、傳馬屋敷の年貢免除も、大名の領主權を超えて行われたのであつた。

それら宿驛の設定された街道のうち、最も重要な位置を占めていたのは、いうまでもなく、京大阪と江戸とを結ぶ東海道であつた。その初制は慶長六年(一六〇一)正月であつて、次の如き條目に、「此御朱印なくして傳馬不可出者也、仍如件」との「駒の御朱印」の判鑑を添えて、各驛に下付した。

御傳馬之定

- 一 三拾六疋ニ相定事
- 一 上口ハ見付迄、下ハ日坂迄之事
- 一 右之馬數壹疋分ニ居屋敷六拾坪宛被下候事
- 一 坪合貳千百六拾坪居屋敷を以可被引取事
- 一 荷積は壹駄ニ卅貫目之外付被申間敷也、其積ハ秤次第たるへき事

右之條と相定上は相違有間敷者也

慶長六年

伊奈備前守(印)

丑正月

彦坂小刑部(印)

大久保十兵衛(印)

縣川

年寄中

(静岡縣史料)

三十六疋を以て始まつた東海道各宿の傳馬は、その後元和二年(一六一六)に七十五疋、寛永十五年(一六三八)に百疋に増加し、慶長十年(一六〇五)に制定された歩役(人足役)も増して、一宿百疋百人の制度が確立されたのである。これと同時に傳馬屋敷の地子免除も一宿一萬坪となり、傳馬役を負擔する町の追加指定が行われた(濱松市史所収、糶屋記録)。

一方、宿驛定置の傳馬人足を超える運送量を負擔するための助郷制度の沿革は詳かでないが、既に秀吉が京都・清須間の驛制を定めたとき、「右人夫百二百、馬五十疋より内之時、如此可出之、過分に入付時は此外に隣郷則可出候」(駒井日記、文祿三年正月二十日條)としているから、恐らく事實上は慶長期から行われていたのである。それが「助馬」の名で制度化されたのは寛永十四年(一六三七)であつて、高役の免除と共に助馬村の指定が行われたのである(駿河志料卷八十所収、市橋三四郎大河内善兵衛覺書)。助馬を助郷と改稱し、宿への距離を基準にして定助郷・代助郷に二分したのは、元祿七年(一六九四)であつたかと思われる。要するに、東海道の宿驛制は寛永十四、五年に行われた一宿百人百疋、一萬坪の地子免除と助馬村の指定、高役免除をもつて、制度上の整備を終えたとみられる。では、こうした制

度のもとの宿驛の内部構造はどのようなものであつたのか。そして、現實にどのような交通が行われたのか。その實態は殆んど全く明らかにされてきていない。六十を超える東海道の宿驛をくまなく調査すれば、これらに關する史料を見出し得るであろう。そうした期待への僅かな掛け橋にも願つて、掛川宿に關する若干の史料の紹介を試みる。

史料は掛川町城西赤羽氏方に保存されている舊問屋鈴木家の文書である。郷土史家袴田銀藏氏のお骨折と赤羽氏御夫妻（鈴木家は夫人の實家）のご好意によつて採訪することができたことを深謝する。

二

享保九年（一七二四）閏四月、幕府は東海道全宿驛とその助郷の調査を代官長谷川庄五郎・同小宮山奎之進に命じた。兩人は二十三條から成る尋書を予め江戸傳馬町から大阪馬借までの宿・助郷に道中觸によつて廻付し、到着の際に答書を提出すべきことを命じた。長文ではあるが、調査の目的がどこにあつたかを示すものであるから、その全文を掲げておく。

覺

一宿とて御定之馬數所持致し哉常と右之吟味如何致し哉之事

附、宿場又ハ宿並之村方とて馬數多持立し様之致しハ、助郷なしとも相勤可申品も有之哉其外御救之被遊方とて宿助郷之爲と成し義有之哉之事

一宿と問屋觸出之仕方并寄人馬圍之致し哉之事、助郷之者共問屋場を指圖之通と不仕哉之事

附、大名衆通り之節、定助ハ助郷に人馬觸出之仕方并人馬不足有之節如何致し哉之事

一助郷の人馬差出の代りに金子を仕切の村も有之由、何村と金子を仕切いと申儀可書出事

附、宿人馬寄人馬遣ひ分ケ之次第口錢取様之事

一問屋役人何人有之哉、勤方給金之事可書出事

一御朱印人馬大積り壹ケ年何程有之哉、并御鷹方ニ付壹年指出の人馬員數可書出事

一御用ニ通リ面と御家門方亦は大名衆ニ寄り人馬餘計用意致置の由、右餘計之支度割合極り有之哉之事

一宿とニ通リ諸入用割合取立の致方、并問屋相談勘定ニ付給物雜用割方之儀、前と之古帳面を以可書出事

一御茶壺通リ之節只今宿とニ致方、并領主と馳走之致方、其外御用荷物類通りの節宿と之勤方可書出事

一宿繼御用之類繼送り之致方事

一品川宿迄下リ之荷物參の時江戸迄之御定之賃錢を參兼の由、依之往來之者致遲滞の義有之由相聞の、宿と爲二も成り往來之者遲滞不致段存寄もハ、可書出事

一下りゆ者之内、人ニより小田原戸塚あたり之泊と神奈川河崎邊品川之内止宿仕ゆ積り宿札等迄極置ゆる其宿ニ泊り

不申、直ニ江戸に參りゆ者有之故、兼泊りと心得人馬支度無之所急二人馬多ク入ゆ事有之由、多年定りゆ左様

ニいたしゆ者有之哉と之事

一早追たる通りゆ者も有之時、品川河崎邊ニ小揚ケ取之者不法ニ罷出、通り之者難義ニ及ゆ事有之由、今以左様ニ致ゆ哉之事

一先觸なしニ通りゆ者之類之義、大概年中人馬之入方又ハ其様子ニより宿場人馬之指支成ゆ様有之哉之事

一江州大津宿之儀、往古に助郷無之相勤ゆ處、正徳年中に助郷被仰付ゆ、此義助郷有之以前之様子可書出事

一 伏見宿之儀、寶永年中、附出錢取由、如何様成譯之、取由哉書付可出事、尤人ニより附出錢不取も有之由相聞由、其品委細ニ書付可出事

一 傳馬町、御用人馬出シ由ニ付難義之筋も有之哉之事

附、我等共兩人之内、書付可出事

一 大阪馬借方ニ、人馬差出由事ニ付、願之儀も由、書付可差出事

一 助郷、人馬指出由代り金子之、仕切由事有之由、何れ村、何之宿に左様致由哉可書付事

一 其村、助由宿場、人馬員數大積二三年分之書付壹ケ年分宛書付可差出事

一 往還筋野間之道掃除等錢(カ)義、助郷勤由村、も人馬差出し相勤由哉之事

一 蒲原宿、助郷勤由村々之内、藤川を隔勤由村も有之由、書付可差出事

一 只今迄助郷勤由村、宿場、近キ村之内、助郷不勤村も有之は、其段書付可出事

一 宿場、助郷勤由ニ付諸入用之様子其所、難義之譯も由、書付可出事

右之趣宿、ニ、書寫、助郷村、にも申觸、書付認置由、長谷川庄五郎罷通由、節可差出由、尤此廻狀庄五郎大坂着之時、分可相返者也

小 宮 山 李 進

辰 閏 四 月

長 谷 川 庄 五 郎

江 戶 傳 馬 町

大 坂 馬 借 迄

此觸狀早速宿ニ多寫置、尤其宿附之定助大助村ニ早ニ相廻シ、無滯先ニ宿繼ニ相廻シ可被申イ、庄五郎當月廿一日出立申イ間、參着之砌諸書物差支不申様ニ可被致イ 以上

長谷川庄五郎手代

辰 閏四月十五日

宇 野 丹 藏  
吉 田 定 六

箇條中には特定の宿に關する個別の事項も含まれているが、調査の眼目が宿の疲弊に伴う百疋百人制の不實行と助郷負擔の増加を、その實態において把え、對策を見出そうとするところにあつたことが讀みとられる。幕府當路が、助郷制に代る宿内及び宿並村落での傳馬常備制を考慮していたことも、第一條の附記から窺われるのである。

この長谷川庄五郎による東海道宿驛助郷の一齊調査に對する答書を揃えることができれば、享保九年（一七二四）現在の東海道の交通事情は、かなり具體的な姿で再現され得るであろう。幸いに掛川宿では、問屋海野氏が編纂した「驛典」の第二卷を「長谷川小宮山兩君取調向、享保九年辰四月ヨリ六月迄記」として、この時の顛末を集録している。以下、出典を擧げない史料は、同書から取つたものである。

さて、掛川宿が差出した答書によると、この時、同宿の馬數は五十三疋であつた。規定の百疋のほゞ半數に過ぎなかつたのである。馬數がこのように減少した経過については、何ら言及していないが、寧ろ百疋を完備した時期がどれほどあつたか疑わしい節もある。例えば、天和二年（一六八二）十月に、領主井伊家を通して幕府に提出した「東海道御傳馬宿懸川町江拜借被下物帳」の扣によると、同宿は寛永十九年（一六四二）に幕府から金百十四兩を拜借しており、「是は榊原市左衛門様矢部藤九郎様被遣、御傳馬百疋之内三拾六疋退轉、馬壹疋ニ金三兩宛右御兩人様々金子請取」と注さ



れている。百疋制施行後、僅か四年目に早くも六十四疋に減じたのである。尤も、この前後は甚しい飢饉の時期であるから、特殊な事情も含まれてはいる。しかし、百十四兩の拜借金では退轉馬の持立が不可能であつたとみえ、翌二十年にも更に三百兩の拜借金が「御傳馬役人江馬持立申様ニ」と貸下げられている。そして、この年の「有馬月拂米」の拜借高から推算すると、八十八疋にまで回復したことが知られる。四百十四兩の拜借金（その内五十二兩のみ返納、他は貸切りとなつた）をもつて、二十四疋を持立てたわけである。

凶作という事情を考慮するにもせよ、このような事實から推して、その後においても百疋を完備し續けたとは考えにくい。それでも享保九年に宿馬の一齊調査が行われた理由は、そのころ馬數の減少が特に著しかつたからであるに相違ない。掛川宿の五十三匹は必ずしも特に少い數ではなかつたかと想像される。なぜならば、この答書を見た長谷川庄五郎が「殊之外御機嫌能」かつたと記されており、馬數の不足については

宿馬御定之員數御拶答無御座ゆ、宿馬不足之儀道中御奉行様御斷申上品有之ゆ哉と被仰ゆ、急度御斷申上品無御座ゆ得共加宿御願之時分御訴書ニ四拾五疋御座ゆと申上ゆ段申上ゆ、誰之御奉行之時と被仰ゆ、松平石見守様御支配之時と申上ゆ、

と書かれているのみである。掛川宿に新傳馬役町が追加されたのは享保三年（一七一八）のことで、この年には四十五疋の傳馬しかなく、加宿によつて八疋を加えたわけであるが、これらの數字が何ら咎め立てされていないのである（引用文中の「御拶答」は「御察當」の宛字で、御咎の意である）。

このような宿馬の減少がなぜ生じたかを考える前に、宿馬が現實にどのような形で持たれていたかを調べてみよう。掛川宿は、掛川領（享保九年現在の領主は小笠原氏）の城下町の一部である。掛川町は十三の街區から成つていた。西か

ら東へ向つて、十九首町・下段町・西町・中町・連尺町・仁藤町・木町・新町と並び、南に研屋町・紺屋町・肴町・鹽町の背町（うらまち）があり、北に瓦町という横町（よこまち）があつた。このうち、本來の傳馬町——即ち掛川宿は西町・中町・仁藤町の三ヶ町である。寛永十五年（一六三八）の一萬坪の傳馬屋敷地子免許は、この三町に與えられたわけである。貞享二年（一六八五）の御改古帳によれば、三町の地積は西町五二九八坪、中町四四九一坪、仁藤町五二八〇坪、合計一萬五千六十九坪であつて、そのうち一萬一千六百七十一坪六が傳馬役屋敷、三千三百九十七坪四が歩役屋敷となつている。傳馬役屋敷は、次に引く江尻宿に關する清水奉行宛勘定所の証文によつて一匹百坪であつたことが明らかであるから、一萬坪を超える部分は設定時における宿役人の屋敷地であつたかと思われる。

覺

一屋敷貳町壹反三畝拾歩

江尻町

此分米貳拾壹石三斗三升

右是者今度新規ニ御傳馬屋地子六拾四疋分、壹疋二百坪宛居屋敷之内を以引被下<sub>レ</sub>間、寛永拾五寅之物成<sub>ル</sub>可被相渡<sub>ル</sub>、此外三拾六疋分者先規<sub>ル</sub>御赦免ニ<sub>レ</sub>間可被得<sub>ル</sub>其意<sub>ハ</sub>、以上

寛永拾七

會根源 左衛門

辰ノ十一月十五日

伊奈半十郎

安藤彌兵衛殿

（裏書）

右之面書之本文、彌兵衛方ニ預り申<sub>レ</sub>、重<sub>ク</sub>斷り被申請取可被申<sub>レ</sub>、以上

江戸時代中期における陸上交通の一断面

（二三）

二三

川北久左衛門(黒印)

(静岡縣史料二の七九五頁)

これが東海道各宿一様であつたことは、掛川宿の拜借被下物帳に「地子壹萬歩、傳馬屋敷ニ被下、是は東海道一同二江戸の問屋被召寄、御傳馬役人百軒の地子御免被爲成ゆ、但御免之刻御証文無御座ゆ」とあるのによつても知られる。従つて、傳馬屋敷の所有者は、傳馬役家として、百坪につき一匹(一軒役)の割合で傳馬を持立てる義務を負つていたのである。現實には個々の居屋敷が百坪づつ均等に保有されていたわけでないから、百軒役百疋の全負擔量が宿内で適當に割符される。後出の第二表に見られる通り、同じ一軒役でも一六九坪の者もあれば一一二坪の者もあり、また同じ半軒役でも七二坪から四三坪まであるということになる。傳馬屋敷が分割されれば、役もそれにつれて分割されるから、端敷の役家が増すことにもなるのである。

では、現實にそれらの傳馬屋敷がどのように保有され、従つて宿の正規の住民である傳馬役家がどのように構成されていたか、そして所定の傳馬持立義務をどこまで遂行していたか。それを掛川宿三町(本來の)の一つである仁藤町の享保九年現在における實状について觀察してみよう。同町の地積五二八〇坪は傳馬役屋敷三九四六坪と歩役屋敷一三三四坪とに分れ、傳馬役の軒敷は恐らく三三軒であつたと思われる。この三九四六坪の傳馬屋敷に、享保九年には五〇軒の宿民が居住していた。そのうち役負擔を免除されている問屋(一軒役)一人、月行事(各半軒役)三人を除いた四六人の内譯を表示したものが第一表である。表中の項目のうち、「馬出」とあるのは規定通り傳馬を持立てている者の意であり、寄合馬出金というのは所定の負擔の一部分を金で果している不完全な義務遂行者、無金とあるのは全然負擔を果していない者を示すのである。この町は一軒役と半軒役の家によつて殆ど占められており、軒役の細分化はそれほど

	馬出	寄馬出 合金	無金	計
1 軒役	5	4	3	12
7分5厘役	0	1	0	1
6分役	0	1	0	1
半軒役	8	10	13	31
4半役	0	0	1	1
	13	16	17	46

第1表 享保九年仁藤町傳馬役負擔内譯

顯著ではない。それにも拘わらず、規定通りに傳馬を持立てている者は一軒役家十二人中の五人と、半軒役家三十一人中の八人に過ぎない。従つて、この町で持立てられている馬は、それら十三人による九匹と、寄合馬出金による後述の二匹を加えた十一匹に止まつて、所定の三十三軒役（三十三匹）から問屋・月行事の二軒半を差引いた三十一軒半、三十一匹半のうちの三五%にしか當らないのである。

第二表は、第一表中の寄合馬出金十六人の屋敷坪數、軒役および出し分役を表示したもので、人名の代りに番號を用いた。負擔の割合は極めて區々で、一軒役と七分五厘役に一人づつ半役を負擔している者があるけれども、合計において一〇・三五軒のうち二・

九九四軒分を果しているに過ぎない。

尙、第一表中の無金者、即ち全然傳馬持立の義務を果していない者十七人の軒役數の合計は九軒七五である。一軒役家十二人のうちの三人、半軒役家三十一軒中の十三軒、および四半軒役家一軒がその内譯をなしている。

	屋敷坪數	軒役	馬金出し分
1	169 坪	1 軒	0.166 役
2	120	1 軒	0.1
3	120	1 軒	0.5
4	112	1 軒	0.066
5	94	7分5厘役	0.5
6	77.5	6分役	0.2
7	72	半 役	0.1
8	48.5	"	0.066
9	48.5	"	0.066
10	56	"	0.333
11	43	"	0.066
12	54.5	"	0.26
13	56	"	0.066
14	57.5	"	0.133
15	56.5	"	0.233
16	48.5	"	0.133
計	1,233.5	10.35	2.994

第2表 享保9年仁藤町傳馬役一部負擔者内譯

以上によつて知り得たことは、次のように要約できるであろう。最初に定められた地子免除の役屋敷の所有を傳馬役負擔の基準とするという原則は、享保九年にも維持されている。しかし、それが原則であるにとどまつて、現實には負擔總量の三分の一しか果されていない。本來一戸前の本役人であるべき一軒役家ですら、十二軒役のうち五・八三二軒役を果しているにすぎず、事實上この町の標準所帯となつている半軒役家の場合は、合計一五・五軒役のうちの五・三六二軒役を果しているにすぎないのである。そして個々の宿民についてみれば、義務負擔の納付に著しい不平等が生じており、それにも拘わらず不納者にも町内居住が許されている。

それは、傳馬役の一部納付にせよ、完全不納にせよ、それが町内の諒解においてなされていたことを示すのである。掛川町を構成する各町には、一名づつの町庄屋があり、その補佐役としての月行事があつた。それらの町役人が「御傳馬役之者共身代表吟味之上」で、個々の納付量を査定したのであつた。それを「馬持立ゆ義、屋並二難成、徳役二爲持申ゆ、不勝手成者多、屋守同前之者共二馬爲持ゆ得は居屋敷明ケゆて立退申ゆ」と、宿問屋は書上げている。つまり、傳馬役は既に役屋敷についたものでなく、事實上、宿民の「身代表しんたいおもて」、即ち家徳かとく（家督）に應じて負擔する「徳役」となつていたことを示しているのである。個々の町民の家計状態が、町内では殆ど公然のものであつたのであろう。「寄合馬出金」と「無金」の傳馬役家は、その代償として歩役屋敷の居住者並に人足役を勤めることが課されていた。彼等の人足役を課したところで、傳馬役完納者の負擔が減るわけではないが、町民相互の納得はそれで成立したのであろう。

このような處理の仕方は、仁藤町のみでなく西町・中町でもとられたものに相違ない。そして、その結果が既述のように享保三年（一七一九）現在の持立傳馬四五足という數字となつて現われたのである。宿馬不足は助郷馬の使用によつて補われざるを得ないから、助郷村の不滿をひき起したのであろう。享保三年に行なわれた新傳馬町の追加設定は、

それへの対策であつたと思われる。街道ぞいの連尺町・木町のほか、背町（うらまち）である肴町・鹽町の都合四町が新傳馬町に指定され、それと同時に街道筋東端の新町と背町である研屋町・紺屋町、及び横町である瓦町が新人足役町に指定されたのである。

新たに傳馬役を課された四町の軒数は、連雀町一四、木町七・五三、肴町一三・三三、鹽町一六・四六六、合計五一軒三二六である。これら新傳馬町の軒数は、古傳馬町の百坪一軒の半分、二百坪一軒で割符したものの如くである。このような傳馬町の追加設定によつて、新古傳馬役一五一軒余で百足の傳馬を持立てるといふ原則が立てられたわけである。しかし、新傳馬町の場合もまた、現實には「徳役」によつて賦課されたのであつて、享保九年現在、所定の五一足余のうち持立てられているものは一五・七足に過ぎない。同年における掛川宿馬五三足は、この新傳馬町分を加えた數字であるから、古傳馬三町のみでは三七・三足を持立てていたわけである。つまり、宿としては新傳馬町の設定によつて一三足の宿馬を増加したのであるが、その間古傳馬町では約三足を減少している勘定になり、助郷村への負擔過重の大勢を變えるには足らなかつたであらう。

### 三

問題は、傳馬役を事實上「徳役」とせざるを得ないような宿民の「困窮」が、どこから生じてきたかという點である。知られる通り、街道の交通には三種類のものがあつた。(1)將軍の傳馬朱印および老中・京所司代・大坂城代・駿府城代の發行する證文をもつて行われる無賃の御朱印御證文傳馬、(2)參勤道中を初めとする公定賃錢による賃傳馬、(3)相對賃錢による民間向けの駄賃馬がそれである。

幕府は無賃傳馬を勤めさせる反對給付として、上述の地子免除のほかに、寛永十年（一六三三）以降、一宿に二十四石九斗六升一合を年々下付した。天和の「拜借被下物帳」は次の勘定所御證文の寫を掲げている。

御米御證文寫

懸川

米貳拾四石九斗六升壹合

京升

是は御傳馬人足并次飛脚御用之ため當酉之年より毎年被下い間懸川年寄手形ヲ取被相渡重多可在御勘定い、以上  
寛永拾癸酉三月廿七日

松田九郎兵衛印

武藤理兵衛印

曾根源左衛門印

井上新左衛門印

高室金兵衛殿

（掛川領は、城主淺倉筑後守宣正（駿河大納言忠長の老臣）が寛永九年死を賜つて領地を收公されてから、翌十年青山大藏少輔幸成の轉封をみるまで、一時的に天領となつていた。御證文の宛書高室金兵衛は遠州中泉の代官で、その間掛川領を預つていたのである。掛川領が私領になつてからは、この被下米は川崎代官所の年貢米のうちから給付された。）

その後、寛文五年（一六六五）に至つて、宿入用を補うために、年に米七石の間屋給米を年々給付することを始めた。この時の川崎代官宮崎三左衛門宛の御證文は次の通りである。

御證文之寫

覺

遠州懸川

袋井

右二宿公儀御用相達ハ問屋肝煎中ハ一宿ニ付八木七石宛當已之年ハ毎年被下ハ問其方代官所ハ相渡手形取之勘定ニ可被相立ハ、以上

十月十五日

高伊勢守

妻彦右衛門

岡豊前守

宮崎三左衛門殿

凶作・火災等に際しての臨時の給付を別にすれば、江戸時代前半における宿に對する恒常的給付は、右に擧げた地子免除、御用給米、問屋給米の三つに限られていた。従つて、宿の再生産は、御定賃傳馬と駄賃馬とによる収入をもつてなされることが予期されていたわけである。

その意味で注目されるのは、初期における宿・助馬村に對する法令である。例えば、さきにも觸れた助馬村制度の制定に際して駿河府中宿に出された條目（駿河志料卷八十）のうちに、次のような箇條がみられる。

一今度助馬ニ付ハ郷村ハ往還之衆多ク通申ハ時は其町々馬不足荷物つかハハ時助馬に可出ハ、但町中之もの我まハハたしハ在郷馬ニ奉行之荷物其外六ヶ敷駄賃をとらせ、町之者ハ商人荷物、又ハ付ヶ能駄賃を取、在郷之者迷惑仕ハ様



二 此は在郷助馬之方より可申出、又助馬之もの我まゝいたし、町中可申出、穿鑿之上曲事ニ可申付、事一 其町ニ馬無之、荷物つかへ、時は時分をきらハす助馬出し可申、荷物つかへさる時ハ助馬引寄申間敷、但在郷助馬之もの勝手に罷出、各別たるへき事

一 助馬出し、村之分ハ勿論、うまへ取申間敷、其外之村ハ駄賃取ニ出、分ハ其町之ものと相對次第たるへき事  
また萬治元年（一六五八）十二月に幕府が宿役人から徴した起請文前書の案文（御觸書寛保集成道中筋之部）のうちにも

一人通り多キ時分、馬を隠置、馬無之などとして通、衆え偽を申、商人之付能荷物計を付申間敷事

一 助馬出し、村之馬に、付にくき荷物を付させ、付能荷物ハ我等共町之馬に計付申間敷、

などの箇條が存する。これら法令の文面から察せられることは、初期の街道が單に宿の傳馬人足役人にとつてのみならず、助馬村の村民にとつて、更に助馬村以外の農村民にとつてさえも駄賃稼ぎの場であり得たということである。それは明らかに商人荷物の運搬による収入を主とするものであつた。宿馬が商人荷物を獨占してはならないと繰返えし述べられているのはそのためである。

この推定にして誤りないとすれば、宿の貧窮化、助郷制が農民に對する一方的負擔と化し、しかも宿馬人足の減少に伴う負擔量の増加が行われていくという一連の現象は、通過する商人荷物の消長と深い關係にあると見做すべきである。そこで、享保九年の調査における掛川宿の繼馬人足の量とその内譯、特にそのうちの商人荷物の割合がどのようになつていたかについて、以下少しく検討してみることとする。

まず、問屋の答書のうちにみえる享保八年度の立馬人足總數を表示したものが第三表である。ここでは、幕府の御用人馬とそれ以外のものに區別し、御用人馬の内譯を三種に細分して、それぞれを宿と助郷とが如何に負擔したかを示

	宿		助郷		合計	
	馬	人足	馬	人足	馬	人足
御朱印御證文	292	1,252	182	958	474	2,210
御繼飛脚	0	1,452	0	0	0	1,452
御觸狀持其他	0	4,256	0	0	0	4,256
小計	292	6,960	182	958	474	7,918
駄賃	26,655	6,154	9,166	2,032	35,821	8,186
合計	26,947	13,114	9,348	2,990	36,295	16,104

第3表 享保8年度掛川宿助郷立人馬數

しているのである。従つて、この場合には參勤道中を初めとする武士用の人馬と商人荷物の駄馬とが、一括して駄賃の項に含められているわけである。ここに書上げられている數字にどこまで信憑性を置き得るかを確かめることができないが、人足の使用は幕府用とその他とがほぼ相半しており、馬の使用は壓倒的に「駄賃」分によつて占められていたこと、そして宿と助郷との関係では、人足が殆ど宿において賄われ、助郷の負擔の大部分が馬であつたことを認めることができる。そこに宿馬の不足が助郷馬に負擔を課した事實が映しだされているわけである。

商人荷物の占める割合を知る充分の資料は得られないが、助郷村の惣代庄屋が日々書上帳によつて作成した、同じ享保八年の五月十二日から年末に至る月別の人馬數が「上下御通り日々書上帳面惣合ノ書留覺」として書上げられている。これは月毎の幕府及び武家人足馬數とその宿・定助郷・大助郷別の内譯を示したもので、それに町人荷物の駄數を付記しているのである。第四表は内譯を略して、「御通り」分の馬と「町人荷物」分とだけを表示したものである。

兩者を合計した一萬八千三百五疋という數字は、第三表の年間馬數三萬六千二百九十五疋のほぼ半分に當る。日數からみると一見不相應のようにもみえるが、恐らくこれが實状であつたと思われる。參勤交替の關係で、武士の通行は三月頃に集中するからである。現に掛川宿の書上にも、正月を「小通り」、三月を「大通り」、十一月を「中通り」と呼んで、交通量

	御通り	町人荷物
5月	1,344	—
6月	1,413	395
7月	1,122	489
8月	3,048	418
9月	2,568	593
10月	2,711	479
11月	1,207	447
12月	1,608	463
計	15,021	3,284

第4表 享保8年5月以降公私別荷物駄數

も、一八世紀前半において東海道を通過した商人荷物の概數は、このあたりに押えることができるかと思う。

この概數にして大過ないものとすれば、その數量の少いことに驚かざるを得ないのである。もちろん、これ以外に、武家荷物を装つた商人荷物もあつたであろう。しかし、この時期においては、その量はそれほど多くなかつたのではないか。調査項目に挙げられてもいないし、宿からの申立ても行われていない。

かつてわたくしは、貞享三年（一六八六）の信州松本における一軒の中馬荷問屋の記録を調べてみたことがある。享保の東海道調査よりも四十年近い以前に、伊奈街道を付け通して運ぶ農民の手馬による輸送荷物を扱つたこの一軒の問屋の扱量は、茶とタバコだけで約三千二百駄に上つていた（「元祿期の都市商業と農村商人」國民生活史研究2所收参照）。降つて寶曆十三年（一七六三）には、中馬による松本での商品扱量は出荷二萬五千四百駄、入荷一萬八千五駄という數字を示しており、同じ年の信州飯田の荷問屋が扱つた中馬荷物の量は、入荷五萬二千五百八十五駄、出荷二萬一千四百五十駄と記録されている（松本市史、伊那史料叢書所收「仲馬一件記録集」、古島敏雄「江戸時代の商品流通と交通」参照）。

これらの數字に比して、掛川宿を通過する東海道の商品荷物は、いかにも少い。年間の商人荷駄を五千六百駄とすれ

ば、第三表の約三萬六千三百駄のうちの三萬七百駄は武家用の荷物であつたことになり、兩者の百分比はおよそ一五と八五を示しているわけである。このような比率は、恐らく宿驛制設定當初のそれとは遠くかけ離れたものであつたのではなからうか。武家荷物の増加と商人荷物の減少が、この變化を齎したと思われるのである。

寛文四年（一六六四）七月、幕府は東海道各驛に對して、「御大名方御供人馬五拾足五十人繼立ゆ様」にとの觸書を出して、參勤道中の供人數荷物の増加による傳馬人足不足への對策とした。しかし、一大名の通行に傳馬五〇足人員五〇人を限つて出すべきことを令したこの觸書も、殆ど實効を伴わなかつたことが享保の掛川宿の答申書によつて窺われる。同宿を通る最大の參勤通行は紀州・尾張兩徳川家のものであつた。

尾州様紀州様御交代之節、御供人馬貳百五拾人、三百七八拾人、貳百五拾足、三百五拾足迄も御入用ニ御座ゆ、御家中御一同ニ御通被遊ゆニ付別ゝ混亂仕ゆ

と述べており、このほか五十人五十足を超える道中として、細川家の百三十足を初めとする二十五大名を擧げ、また與力同心を伴つた大坂番頭・二條番頭・長崎奉行等十六人を擧げている。これらの大通行を初めとした武家の優先通行が、商人荷物の運搬にとつて大きな障害となつたことはいうまでもない。その上に、宿繼ぎという平均二里ごとに行われる荷物の積み換えが加わるから、輸送の速度は一層低下せざるを得ない。

元來運送能力の小さい駄送が、速度も遅く、更に繼送りに伴う經費負擔を含む運賃の高價を加えては、より有効な交通手段の發達を促さずにはいかなかつたのである。江戸上方間の商人荷物についていえば、菱垣・傳法兩廻船の發達が、そのことを表現している。寛文期以降、農民の間に年貢余剰が生じ、それに基く商品的農業生産が廣汎に發展すると共に、商人荷物そのものの量は著しく増大していた。それが江戸大坂の積問屋仲間の成立という形で、他人貨物運送業と

しての廻船業を發展せしめたことは知られる通りであり、とりも直さず、大量貨物の陸上運送から海上運送への轉換を示すものに他ならなかつた。

従つて、その際、引續いて陸上運送の行なわれた商人荷物といへば、荷嵩に比して價格の高い商品に限定される。十組・二十四組の積問屋のなかに生糸・絹織物の問屋が含まれていないことが、その意味で注目されるのである。そのよ  
うな限定された貨物を除けば、商用の陸上交通の主要部分は、商人の旅行と、海上輸送される商品に關する仕切書・爲  
替手形・書状等の飛脚による運送に代わつてくる。

#### 四

こうした商人荷物の減少が、宿・助郷の交通業収入を減退させ、宿馬の減少、助郷負擔の加重を結果したとみることが  
ができる。

享保八年（一七二三）度の掛川宿の收支計算も、それを反映しているのである。収入としては次の三項目が計上されて  
いる（「驛典」二二）。

(1) 口 錢 錢二一六貫六七二文（兩替四貫七百文、金四兩と四七二文）

(2) 御飛脚米 米六二俵一斗六升一合（二四石九斗六升一合）

(3) 問屋給米 米七石

宿収入の大宗は口錢であつて、人足賃・駄賃の中から一定の額を徴したものである。掛川宿の場合、それは次のように  
規定されていた。

	本馬一疋賃錢	一一二文	口錢	六文
袋井へ	輕尻	七〇文	〃	四文
	人足一人	五五文	〃	三文
日坂へ	本馬一疋	八二文	〃	四文
	輕尻	五三文	〃	三文
	人足一人	四二文	〃	二文

掛川から袋井まで二里十六丁、日坂まで一里二十九丁とあるから、本馬の駄賃は一里約四十五文の割で定められ、宿の収入となる口錢の率は一定していないが、ほぼ五%を前後するものであつたことになる。口錢の徴収は「宿助郷人馬共ニ取來申ゆ」とある通り、宿人馬と助郷人馬との間に差額を置かなかつた。さきに引用した寛永十四年（一六三七）の府中宿宛の覺書に助馬村の人馬から「うわまへ取申間敷ゆ」とあつた原則が、いつ變更されたかを詳かにしない。五%の口錢が二一六貫文であつたことは、宿助郷を通じての年間交通収入が約四三二〇貫文、一兩四貫七百文で換算して、ほぼ九百兩であつたことを意味する。

御飛脚米六二俵余のうち四俵は問屋が取得し、二十俵は御觸状持を勤める四ヶ町の宿民に分割給付され、残りの三八俵余が宿役場の収入とされた。七石の問屋給米は、もちろんそのまま問屋の得分となる。従つて、問屋は給米七石と御飛脚米一石六斗を取得するわけであるが、この年、掛川宿には四人の問屋が居たから、一人分二石一斗五升の割になる。答書は米價を一石約二步二朱で計算しているから、問屋一人の公的収入は、約一兩二步に過ぎないのである（問屋に對する宿からの給付はない）。

一方、宿の費用として計上されているのは、次の七項目である。

- (1) 宿駕籠拵代 三兩と五〇〇文
- (2) 油紙蠟燭代 八兩と八八一文
- (3) 御旅籠代足錢 四兩一步と一〇二四文
- (4) 隣宿馬足錢 九兩二步と六四八文
- (5) 帳付給金 一五兩
- (6) 月行事馬指給金、二九兩
- (7) 借入金利息 三兩

合計 七一兩三步と三貫五三文(一兩三貫三百五十五文替)

第一項の宿駕籠拵代については、さきに觸れた尾紀兩徳川家の參勤道中に關する記述につづけて、次のような記事がみえる。

右御家中様方御通り之節、宿駕籠被仰付、右支度之ため駕籠大分拵置いても無限被仰付上、遣切段御斷申ひても御承引不被遊迷惑仕ひ、宿駕籠之儀ハ、往古問屋を差出し不申ひ、宿にて小揚取共御相對ニ御乗被成ひ處ニ、人足貳人前にて問屋場に被仰付、御勝手ニ能御座ひニ付いつとなく不殘御用次第被仰付、右御用不被仰付ひ得は、年々宿駕籠拵立ひニは及不申ひ所ニ、大分宿入用掛り、右之人足助郷へも申遣しひて、宿助郷共ニ迷惑仕ひ、

次の旅籠代足錢は、大阪二條御番衆の宿泊に際して、本陣等が御定旅籠賃で賄い切れなため、不足分の一部を宿から余荷(よない)する費用であり、第四の隣宿馬足錢とあるのは、問屋場に馬が不足しているとき、隣宿から來た馬を

臨時に雇つて使用する場合に、御定駄賃のほかに足錢（たしせん）を渡すことである。

第五の帳付、第六の月行事・馬指は、いうまでもなく問屋の補佐役であつて、この年の掛川宿には四人の帳付と十八人の月行事馬指がおり、前者の給金は一人三兩三步、後者のそれは三兩二步二朱であつた。尙、第七項の借入金利息は、二十兩を一割半の利付で借入れたものである。

掛川宿の收支は、口錢と御飛脚米代を合算した五六兩一步、一〇一六文の収入と、支出合計七二兩一步、一一〇九文を計上して、一六兩、八九文の不足を出している。數字そのものは、この種の答申書の性格からいつてそのまま信據すべきではないが、商人荷物の海上への移動による口錢収入の減少と對照的に、武家通行に伴う支出の増加によつて、宿問屋場の收支が困難になつていた事情は、ほぼ推測されるのである。

宿民の収入減が宿場の減少を來し、それが助郷村への負擔加重を結果した事情は、舊來の助郷の外側に大(代)助郷を設定し、傳馬負擔の範圍を擴張、元祿七年（一六九四）、同十年（一六九七）にその再編成を行なわねばならなかつたところに、端的に現われている。特に地頭役の免除がなく、宿への距離も遠い大助郷の不滿が強かつた。現に、掛川宿大助郷も「役當高多ク迷惑至極仕ゆ、殊ニ地頭役大分當り、定助郷は地頭役無御座、何とそ定助大助打合御役相勤ゆ様奉願上」つている。

## 五

さて、享保九年の調査の最大の眼目であつた助郷制以外の傳馬持立ての方策について、掛川宿は御尋書第一項の答書のうちで次のような答申を行なつている。



宿并宿並之村方にて馬數持立は、助郷なしにも相勤り可申様ニ乍恐奉存は、然共不斷往來御通り無之ものニ御座は、御參勤御交代之間御通無之節、馬士役馬共ニ飼立費共相考申は、役金宜ク相渡し不申は、ハ馬持立かたく奉存は、(中略)宿馬之儀は都合能は一日ニ貳駄程宛も駄賃取申は、宿馬拾疋にてハ助郷貳拾疋之働仕は義ニ御座は、壹疋宛も相増は様ニ仕度奉存は、右之通貧宿にて可致手立無御座迷惑至極仕は、

答書の此の箇條を讀んだ長谷川庄五郎は「すははと被仰、宿并近在にて馬多持立ハ助なしニ勤可申哉、然ハ馬持立何百疋有之ハ大通之節も手支無之相勤可申哉、馬持立積り立は様被仰渡は」と、大きな關心を寄せた。この再問に對する「存寄書」は次の如きものである。

此度宿并近在ニ馬數持立之儀御尋ニ付乍恐存寄奉申上は

一 一宿馬數貳百五拾宛被爲仰付は、助郷なしニ大通り之節も無滯様ニ相勤可申様ニ奉存は、尤時節ニより一日ニ三百疋余も馬相立は節、尾州様紀州様御通之儀は御家中一同ニ御通被遊は、二宿宛申合其外御大名様方御込合御通り被遊は、段々ニ繼立申は、右馬數之内貳駄取りをも仕は、三百疋以上迄右之馬數ニ間ニ合可申様ニ奉存は、然共格別馬數入は、いつニかきらす二宿宛申合は、何様之御通にも相勤可申様ニ奉存は、然共大分之馬數御參勤御交代御時節之間、半年程は駄賃無之馬士役馬共ニ飼立申費御座は、一向ニ費ニ罷成申ものニ無御座は、其子細は其所之作方耕作之賃小揚杯・伊勢參り等之から(輕)尻にも可參は、半年費之内其半分ハ渡世可罷成様ニ奉存は、左は、一ケ年之内四分一日數九十日向費之分日ハ入用積り立、左ニ書記奉申上は御事

駄賃無之爲休は節馬壹疋入用

一 三拾貳文

大豆壹升

一 四拾文

飼葉壹貫六百目

一 拾六文

こぬか四升

一 拾八文

馬士給金

但壹年金壹兩貳分(歩)割合ニテ一日分

一 四文

馬業入用

但鞍股掛ケ(虫喰)い其外繕

一 拾六文

薪

一 拾六文

わら草

一 貳拾四文

(馬七)同人扶持方

但米七合五勺

小以ノ百六拾八文

外ニ沓入用は休日分積立申込ニ付相除キ申込

右入用九十日分

合拾五貫三百七拾貳文

此金三兩壹分七百五拾文 兩替四貫五百文替

右は當宿馬役金壹疋分常躰相頼申金高貳兩ノ貳兩壹分迄御座込、馬數多ク成込得は駄賃取出シ不申費等相考奉申上

江戸時代中期における陸上交通の一断面

い、馬壹疋ニ付金三兩貳分宛被仰付被下置いハ、右之馬數宿并近在ニて能馬吟味之上持立可申様ニ奉存い、然共難所ヲ抱三嶋小田原宿ニテハ一倍増ニも可被爲仰付哉、金谷嶋田之義ハ大井川有之いても外宿ニ相替儀御座有間敷様ニ奉存い

右之通御尋ニ付乍恐存寄奉申上い、以上

享保九年辰五月

懸河宿問屋

十右衛門

同

善太右衛門

同

五郎兵衛

同

彌三左衛門

長谷川庄五郎様

御用人衆中様

要するに、宿と宿並の近在村落とで二百五十疋を持立てれば、助郷は廢止できる。宿馬は都合よくいけば一日二往復が可能であるから、二百五十疋で三百駄は運搬し得る（この三百駄という數字は、最大の參勤道中である紀州家の享保八年における二八九疋を基礎としたものと思われる）。ただ交通量に季節的な變動が多く、閑散時には、農家での日雇稼ぎや旅行者のための輕尻馬稼ぎ等によつて収入を補うとしても、なほ一年の四分の一の空白が生ずるから、その間の馬

飼料と馬士の給金等とを支給してほしい。その一日分の経費は一六八文、年に九十日分として三兩一步と七五〇文と見積られる。一疋についてそれだけの補給を與えられるならば、宿・近在で二百五十疋を持立て、助郷制を廢止することができる。このような主旨の考案を、掛川宿は具體的な數字を擧げて提示したのである。

## 六

長谷川・小宮山兩代官の調査に基いて、翌享保十年（一七二五）正月、道中奉行觸書をもつて、東海道宿驛制度の改正が布告された。それは三ヶ條から成るものであつて、御定人馬數の不足については「困窮之由にて御定之人馬持揃不申、助郷村々え猥二人馬割懸ハ段不届ニハ」といい、その對策として、來る二月中に御定通りの人馬を必ず持立てること、但し向う三年限り夏冬の街道閑散期には八〇人八〇疋に減ずることを認め、また不足馬購入の資金、閑散期の飼料・人足扶持金に充てるため、天領に屬する地の宿には幕府から、私領に屬する地の宿には領主から、それぞれ現金を給付し、これを「元金」とする「利金」をもつて人馬の持立てを行うことを命じた。その他、無賃人馬は以後宿人馬をもつて勤め、賃人馬は先觸等によつて助郷人馬を徵集した時には、それを優先的に使用すべきこと、また人馬日々帳と助郷通帳の様式を添付して宿における人馬仕拂の正確な記帳を命じたのである（驛肝録）。

續いて同年二月、助郷制の改正が行われた。そして、從來の定助郷・大助郷の別を廢して助郷を一本とし、「助郷高半分宛隔年ニ可相勤」との勤休隔年制度が定められたのである。この助郷制の改正に際して、助郷村の異動も行われた。各宿の間屋に助郷帳を下附して、助郷村々の助郷高を記載し、村々にこれを書寫させると同時に請證文を徵した。現存する助郷帳は管見の範圍では、同年十一月及び十二月のものが多い。

徳川實紀には、この月、御三家・諸大名に對して、同日一驛に會するときは、各々斟酌すべきことを幕府が布達したとの記事がある。

享保十年に行なわれたこのような改正は、それ以後の宿驛制度の基本を決定したものであつたが、これを既述の掛川宿及びその助郷村の答申するとき、相當の共通性を認めることができる。即ち、宿・近在村での馬持立による助郷制廢止の案は採用されなかつたけれども、一匹三兩二歩分の連年支給の代りに、馬買代・飼料代・扶助金を捻出するための元金の一時支給が實行されたし、尾州紀州兩家を初め大名の參勤道中に關する宿側の訴えも採り上げられている。また代助郷から出された定助郷との不平等の是正や、宿負擔の助郷への轉化に關する不満も採用されているのである。もちろん、それらの申立ては恐らく各宿・助郷においても共通になされたものであつたであらう。それにしても、幕府がそうした宿・農村の聲を聞き實態を調査した上で改革を實行し、祖法を現實の實態との調和において改革している點は、長谷川庄五郎・小宮山奎之進という民情に精しく且つ民政に實績を擧げた有能な代官の樹てた案をそのまま實行に移した點と共に、享保期における幕府政治の在り方をよく示しているといつてよい。

## 七

以上、享保九年に行なわれた幕府の東海道宿驛調査における掛川宿の答申によつて知り得たところは、およそ次のように要約できるであらう。まず、仁藤町の役屋四六人のうち、一軒役一二・半軒役三一・その他三の内譯が示しているように、宿民の大半は半役負擔者によつて占められていた(第一表)。宿制の形成當初における宿民の構成は、これを知ることができないけれども、一軒役と半軒役との割合は、少くとも享保期の逆であつたであらうことは推測に難くない。

い。江戸時代前期約九〇年の間に、宿民の過半が分割相續を行なうことによつて、家數を増加したことが推定されるのである。それは、この期間のうちに、宿民の分割相續を可能にするような条件の整えられた時期が存在したことを意味する。

しかし、享保九年現在には、それら分立した宿民が所定量の傳馬の約三分の一しか持立てることができない状態であり、傳馬役の負擔は、現實には「徳役」、即ち個々の宿民の經濟力に應じた量を負擔すれば足り、不足分を加宿と助郷村に轉嫁するという事情にあつた（第二表）。こうした宿民の窮乏は、主として商人荷物物の減少、御用通行の増加という交通事情の變化に基くものであつた（第三・第四表）。裏を返していえば、運送能力が小さく、しかも宿繼ぎという手数料の増えかきむ街道の陸運から、大量貨物の運送が遠隔地間の商品流通の展開期に、廻船の發達を促して、海上輸送に切り換えられていつたために、宿驛は御用通行量の増加と相俟つて、疲弊を余儀なくされたのである。

このような条件のもとで、いわば實質的平等の原理に基く傳馬役の共同負擔法として徳役の方法を採用すると共に、不足分を加宿や助郷に轉嫁するために、共同體的な結合を固めていつている。宿民の再生産は、單に專業の交通業者としてのみでは成り立たず、その大多數は個別の何らかの營業によつて支えられざるを得ない状態にあつた筈である。

東海道路宿驛の一齊調査の行なわれた享保九年（一七二四）から約六〇年を経た天明五年（一七八五）六月付の掛川宿書上（驛典三所收）によれば、この年、同宿の宿馬は六〇疋、人足七五人であり、三五疋・二〇人の雇人馬がある。これら傳馬役を自身勤めする者に對しては、宿は一疋に金五兩、歩役を自身勤めする者には一人に金二兩の手當を支給し、雇人馬は六人の人馬供給業者の手で賄われている。このため前年度宿入用は年間九四五兩一步余に上り、これに對して口錢収入は三三兩三步余に過ぎず、そのうち商人荷物物の口錢は僅に六兩であつた。この口錢の源泉である駄賃錢の總額は三

千七百九貫六百五十二文である。この數字は、さきの享保八年における四千三百二十貫文よりも減じており、一方、享保に三兩二歩前後であつた帳付・馬指の給與が七兩になつてゐるのでも知られる通り、貨幣價値の低下が著しい。九百

收 入	支 出
御救金, 助成金利足 285. <sup>兩</sup>	吟味役給金(2人) 6. <sup>兩</sup>
勿錢利足 61.2 <sup>步</sup>	帳付給金(4人) 28.
往來口錢 27.3	馬指給金(4人) 28.
商人荷物口錢 6.	人足賄役給金(6人) 30.
人馬役の者より取立 140.	下役人給金(11人) 22.
	助郷人馬追出し役人(35人) 16.1 <sup>步</sup>
	正馬自身勤め渡金(60疋) 300.
	人足自身勤め渡金(75人) 150.
	宿雇馬代(35疋) 70.
	人馬集所入用 12.
	問屋場入用 29.1
	内譯不明(拜借金返濟等) 168.3
合 計 520.1	合 計 945.1

第5表 天明5年掛川宿收支明細(宿書上により作成)

四拾五兩余にまで膨脹した宿入用に對して、口錢収入は三・六%にすぎず、宿財政の窮乏を助けるために設けられた勿錢の収入六十一兩余を加えても、僅に支出の一割に達するに過ぎなかつた(第五表参照)。宿驛制の維持は、幕府・領主の助成と、助郷村の負擔によつてのみ可能な状態に陥つていたのである。宿入用の明細書は、一人一兩三歩の給金を支拂つた「助郷人馬追出し役人」三五人が存在したことを語つてゐる。而もなお、宿には人馬の供給業者が成立してゐたことを見逃してはならないであろう。傳馬人足の負擔も、既に享保期のような「徳役」による割符は行われず、自身勤めをしない傳馬役人からは一足金三兩、人足役人からは一人金一兩の割での負擔金の徴収がなされるに至つてゐるのである。宿書入の數字はもとより疑うべきものであるが傾向を窺うには足るであろう。

〔附記〕 寫真からの史料の解讀は、慶應大學大學院の佐々木陽一郎・峰岸純夫・岡田泰男三君によつて行われたものが多い。